## 静岡県告示第200号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年3月21日

静岡県知事 川勝平太

- 1 伊東市加入区(伊東市区域のいとう漁業協同組合の地区のうち、旧伊東漁業協同組合の地区で営む小型 合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業区分)
  - (1) 届出年月日

平成29年3月8日

(2) 発起人の住所及び氏名

伊東市新井1-3-8

濱野 正章

伊東市新井1-18-3

飯島 二三一

(3) 区域

伊東市区域

(4) 区分

いとう漁業協同組合の地区のうち、旧伊東漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として立 縄によりキンメ釣を営む漁業区分

- 2 伊東市加入区(伊東市区域のいとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合及び旧富戸漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業区分)
  - (1) 届出年月日

平成29年3月8日

(2) 発起人の住所及び氏名

伊東市川奈1010-3

根﨑 和良

伊東市富戸873-2

石井 辰之

(3) 区域

伊東市区域

(4) 区分

いとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合及び旧富戸漁業協同組合の地区で営む小型合 併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業区分